

## 「9be 校友会」会規約

### 第1条 (名称)

本会の名称を「9be 校友会」と称す。

### 第2条 (事務所)

本会の事務所を、九州美容専門学校に置く。

### 第3条 (会員)

本会は、次の会員をもって組織する。

#### (1) 正会員

九州美容専門学校を平成元年以降に卒業した者で且つ役員会にて推薦された者。

#### (2) 特別会員

九州美容専門学校の教員で且つ役員会で推薦された者。

又は、九州美容専門学校を卒業した者で且つ役員会にて推薦された者。

### 第4条 (目的)

本会を通して、会員相互の親睦と九州美容専門学校の母校の発展に寄与することを目的とする。

### 第5条 (事業)

本会は、本会則第4条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 周年行事等、母校が主催する諸行事への支援。

(2) 会員情報の適切な管理と保管。

・「個人情報保護に関する法律」に基づき別途秘密情報保護契約書等に定める。

(3) その他本会の目的を達成するための必要な事業。

第6条 (役員)

本会に次の役員を置く、任期は2年とするが再任を妨げない。

- (1) 会長1名
- (2) 事務局長1名
- (3) 副会長1名
- (4) 書記1名
- (5) 会計1名

第7条 (役員を選任)

- (1) 会長は九州美容専門学校学校長とする。
- (2) 事務局長、副会長、書記、会計は、会長の推薦で選任される。

第8条 (役員職務)

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 事務局長は本会の運営に必要な職務を統括する。加えて、役員会の議長となる。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を履行できない場合に代理を行う。
- (4) 書記は、役員会の議事録及び本会の運営に必要な職務を行う。
- (5) 会計は、会員より寄付金、賛助金等の事案が発生した場合に選任されその管理及び会計報告を行う。

第9条 (役員報酬)

役員は、無報酬とする。

第10条 (会員資格の喪失)

会員は以下の場合に会員資格を喪失する。

- (1) 会員が逝去した場合。
- (2) 会員が退会した場合。
- (3) 役員会の決定で除名された場合。

第11条 (入会金、年会費等について)

本会は、入会金及び年会費は領集しない。

但し、周年行事等の任意の寄付を募る場合がある。

第12条 (退会)

会員は役員会又は役員会の指定する窓口にて、任意の時期に退会の意思を伝えることにより退会ができる。

第13条 (役員会)

役員会は、会長または副会長の要請で、任意の時期に開催される。

役員会は役員数の2/3の出席で成立し、出席役員数の過半数決定により可決される。

役員会に会長が不在の場合は、役員会での決定事項は会長の承認が必要となる。

第14条 (変更)

会則は、役員会において、会長を含む出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は、令和1年10月1日から施行する。